

佐賀県困窮者食料支援ＣＳＯ物価高騰対策支援金 Q&A

1. 生活困窮者について	
1	生活困窮者とはどのような者か
2. 団体について	
2	食料支援団体とはどのようなものか
3. 支援金の交付対象について	
3-1	交付対象外となる場合はどのような場合か
3-2	1 法人で複数の食料支援団体を運営している場合、申請は1 法人で1 回限りか
3-3	1 食料支援団体が複数の場所で活動している場合、申請は1 団体に1 回限りか
4. 支援金の請求手続きについて	
4	支援金の請求手続きは必要か
5. 支援金の支給について	
5	支援金はいつ支給されるか
6. 生活自立支援センターとの連携について	
6	生活自立支援センターとの連携とはどのような場合か
7. 連携確認書について	
7-1	複数の自治体で食料支援を行っている場合、どの生活自立支援センターの連携確認書をとればいいのか
7-2	市町社会福祉協議会や救護施設についても生活自立支援センターの連携確認書が必要か
8. 支援金の実績報告について	
8	支援金の実績報告をする必要はあるか

1. 生活困窮者について

Q 1 生活困窮者とはどのような者か

A 生活困窮者とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいいます。

2. 団体について

Q 2 食料支援団体とはどのようなものか

A 生活困窮者や生活保護受給者へ直接、食料を配布すること、又は食事を提供するなどの食料支援を行っている団体です。

例えば、市町の社会福祉協議会や多世代食堂等があげられます。

3. 支援金の交付対象について

Q 3-1 交付対象外となる場合はどのような場合か

A 本支援金は、次に該当する場合は支援金の対象とはなりません。

- ・生活困窮者又は生活保護受給者に直接食料を渡すのではなく、当該困窮者等を支援している団体に対し、食料を渡している場合
- ・生活自立支援センターと1度も連携をとったことがない場合
- ・こども家庭庁が実施する「ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業」による支援を受ける場合
- ・佐賀県こども家庭課が実施する「佐賀県子育て支援CSO物価高騰対応支援金」による支援を受ける場合
- ・佐賀県くらしの安全安心課が実施する「フードバンク活動団体（CSO）物価高騰対応支援金事業」による支援を受ける場合
- ・市町が運営する（委託する）食料支援団体の場合

Q 3-2 1 法人で複数の食料支援団体を運営している場合、申請は1 法人で1 回限りか

A 複数食料支援団体を運営している場合は、食料支援団体ごとに申請できます。

Q 3-3 1 食料支援団体が複数の場所で活動している場合、申請は1 団体で1 回限りか

A 1 食料支援団体が複数の場所で活動している場合、申請は1団体1回限りです。

4. 支援金の請求手続きについて

Q 4 支援金の請求手続きは必要か

A 請求時の手続きは不要です。

5. 支援金の支給について

Q 5 支援金はいつ支給されるか

A 原則として、提出書類に不備等がない場合は、交付申請日の2か月以内です。

6. 生活自立支援センターとの連携について

Q 6 生活自立支援センターとの連携とは何か

A 令和7年4月以前より、生活自立支援センターと連絡や相談をしたことがあることです。

7. 連携確認書について

Q 7-1 複数の自治体で食料支援を行っている場合、どの生活自立支援センターの連携確認書を取ればよいのか

A ①佐賀県全域実施の場合
佐賀県生活自立支援センター
②10町除く複数の市で実施の場合
実施自治体のうち任意の生活自立支援センター1か所

Q 7-2 市町社会福祉協議会や救護施設についても生活自立支援センターの連携確認書が必要か

A 連携確認書の添付は不要です。

8. 実績報告について

Q 8 支援金の実績報告をする必要はあるか

A 本支援金の実績報告については、不要です。
ただし、令和8年末に、今後の県の施策の参考とさせていただくため、本支援金の簡単なアンケートを実施予定としています。内容は、支援金の活用状況や支援金へのご意見等を伺いたいと考えています。
アンケートの依頼の際は、交付申請時に記載いただいたメールアドレスにアンケートを送付する予定です。